

## Go to Travel キャンペーンの適用に関しまして

この度は、てま里をお選びいただきありがとうございます。

国内観光需要喚起を目的とした「Go To Travel キャンペーン」が、7/22より開始されました。宿泊費の適用について、現段階の状況をご説明いたします。

### ●てま里の宿泊費は Go To Travel キャンペーンに適用されるの？

22日に宿泊施設の仮申請がスタートしたため、現時点で対象宿になるかどうかは未定です。また対象宿となっても、「予約・宿泊の記録を独立した第三者期間に保管することができる仕組み」が必要となるため、弊社の直接予約フォームや、電話予約で承ったお客様への具体的な措置が不確定で、予約していただいた方法によっては適用されない可能性があります。

#### (4) 給付金の給付対象となる商品の販売者

給付金の給付対象となる商品を販売する事業者は次のいずれかの者としします。これらの者が、事務局から本事業に参画する事業者（以下「参画事業者」という。）として指定を受けた場合に限り、給付が可能です。

- ① 旅行者等（第1種旅行業、第2種旅行業、第3種旅行業、地域限定旅行業、旅行者代理業、観光圏内限定旅行者代理業、住宅宿泊仲介業の登録等をしている者）
- ② 予約・宿泊の記録を独立した第三者機関に保管することができる仕組みを有し、当該記録を宿泊の事実を裏付けるものとして事務局に提出することができる以下の宿泊施設を運営する者。

旅館業法第2条第1項に規定する旅館業（下宿営業を除く。）を営む施設、住宅宿泊事業法第3条第1項の届出に係る住宅又は国家戦略特別区域法第13条第1項の認定を受けた事業を営む施設。

※ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を除きます。

「サービス産業消費喚起事業（Go To トラベル事業）旅行会社・OTA等旅行者・宿泊事業者向け取扱要項」より抜粋

### ●いつ適用か、不適用かわかるの？

適用、不適用が決まり次第、宿泊時にお選びいただいた連絡方法（メール・電話・その他）と合わせて、てま里の SNS・ブログにてご連絡させていただきます。また時期は未定でございます。

## → 適用された場合

ご自身で Go to Travel キャンペーン事務局に申請いただくことになります。

（「観光庁」の「Go To トラベル事業関連情報」がオフィシャルとなります。

[https://www.mlit.go.jp/kankocho/page01\\_000637.html](https://www.mlit.go.jp/kankocho/page01_000637.html) )

その際は宿側から発行するものとして領収書と宿泊証明書が必要となりますので、大事に保管してください。

また、交通費の補助はパック旅行の場合のみとなっております。

## (6) 給付金給付額

給付金給付額は次のとおりです。

- ① 給付金給付額は旅行代金総額の35%（旅行代金の2分の1相当額×70%）とし、旅行代金の割引として給付されます。
- ② （給付額の上限）宿泊を伴う旅行は一人一泊あたり14,000円、日帰り旅行は一人あたり7,000円を給付額の上限とします。
- ③ 事業期間中であれば給付金の給付対象となる商品の購入回数、泊数ともに上限はありません。
- ④ 旅行代金の割引額は旅行代金の35%に相当する額か上記①の上限額のどちらか低い方とします。実際に販売される際の割引額は旅行代金の35%以下かつ上限額以下であれば、販売者において自由に設定することができます。

## 【8月31日宿泊までの割引先行販売（還付）】

	旅行代金	割引額（還付額）
宿泊 (1人あたり)	40,000円以上	14,000円
	0円～40,000円未満	0円～13,999円
日帰り	20,000円以上	7,000円

「サービス産業消費喚起事業(Go To トラベル事業) 旅行者向け 還付取扱要領」より抜粋

## → 適用されなかった場合

大変申し訳ございません。

大事にとっていただいた領収書と宿泊証明書は役に立たない紙切れに・・・いえ、泊まって過ごしていただいた思い出は、プライスレスです。てま里に滞在していただいた時間が、みな様にとって素敵な思い出になりますように努めてまいります。

何卒ご理解の程よろしく願いいたします。

ゲストハウス てま里 井上可奈子